9	公益事業に係る占用工事計画書の受理（道路法第36条第１項）	道路管理者下郷町
10	道路管理者による占用工事の施行（道路法第38条第１項）	道路管理者下郷町
11	占用期間満了後の原状回復の指示（道路法第40条第２項）	道路管理者下郷町
12	車両の積載物の落下の予防等の措置命令（道路法第43条の２）	道路管理者下郷町
13	違法放置物件に対する措置（道路法第44条の２第１項から第５項）	道路管理者下郷町
14	道路標識又は区画線の設置（道路法第45条第１項）	道路管理者下郷町
15	道路通行の禁止又は制限（道路法第46条第１項）	道路管理者下郷町
16	トンネル、橋等における通行の禁止又は制限（道路法第47条第３項）	道路管理者下郷町
17	特殊車両許可等（道路法第47条の２第１項、第２項及び第５項）	道路管理者下郷町
18	車両の通行に関する措置（道路法第47条の４）	道路管理者下郷町
19	通行の禁止・制限の場合における道路標識の設置（道路法第47条の５）	道路管理者下郷町
20	道路一体建物に関する協定締結・建物の管理（道路法第47条の８第１項）	道路管理者下郷町
21	利便施設協定の締結・管理（道路法第48条の17第１項）	道路管理者下郷町
22	共用管理施設の管理費用に関する協議（道路法第54条の２第１項）	道路管理者下郷町
23	他人の土地の立入又は一時使用（道路法第66条第１項）	道路管理者下郷町
24	長時間放置車両の移動、保管等（道路法第67条の２）	道路管理者下郷町
25	非常災害時における土地の一時使用等（道路法第68条）	道路管理者下郷町
26	他人の土地の立入等に係る損失補償等（道路法第69条）	道路管理者下郷町
27	道路の新設・改築に伴う損失補償等（道路法第70条）	道路管理者下郷町
28	監督処分（道路法第71条第１項から第３項前段）	道路管理者下郷町
29	限度超過車両に関する報告、立入検査（道路法第72条の２第１項）	道路管理者下郷町
30	許可の条件等の付与（道路法第87条第１項）	道路管理者下郷町
31	不用物件と新たに道路を構成する物件との交換（道路法第92条第４項）	道路管理者下郷町
32	不用物件使用の申出及びその引渡しを受けること（道路法第93条）	道路管理者下郷町
33	都道府県公安委員会との調整（道路法第95条の２）	道路管理者下郷町
34	車両の総重量等の限度の設定（車両制限令第７条第２項）	道路管理者下郷町
35	車両の通行方法の制限（車両制限令第10条第２項）	道路管理者下郷町
36	他の道路の指定（車両制限令第11条第１項）	道路管理者下郷町
37	特殊な車両の認定（車両制限令第12条）	道路管理者下郷町

○東北地方整備局告示第百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第六項の規定により町道の修繕工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十五日　　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
町道沼尾線	福島県南会津郡下郷町大字小沼崎字上八平乙から同町大字小沼崎字上八平乙まで（沼尾シェッド）	修繕	平成二十八年七月二十五日

○関東地方整備局告示第二百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十五日　　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市堀之内二丁目二九四五番六地先から同市堀之内二丁目二九四八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市堀之内一丁目一四九八番二地先から同市国分七丁目一五〇七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	市川市国分七丁目一四九九番七から同市国分七丁目一五〇七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十八年七月二十五日

○関東地方整備局告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十五日　　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道二百九十八号	市川市堀之内二丁目二九四五番六地先から同市堀之内二丁目二九四八番一地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市堀之内一丁目一四九八番二地先から同市国分七丁目一五〇七番一まで	〃
〃	市川市国分七丁目一四九九番七から同市国分七丁目一五〇七番一まで	〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年七月二十六日